

---

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト  
プロポーザル評価要領

---

平成30年10月

武蔵野市

## 目次

I	総則	
1	評価要領の位置付け	1
2	武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト事業実施候補者選考に係る審査委員会の設置	1
II	審査の枠組み	2
1	優先交渉権者選考までの手順	2
2	参加資格確認	4
3	提案審査	4
4	「実績・体制・技術に係る審査」及び「提案価格審査」における点数化方法	5

## I 総則

### 1 評価要領の位置付け

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）では、設計・施工・エネルギーマネジメント等の一連の業務について、公募型プロポーザル方式によって、一括した価格・技術提案を求め、本プロジェクトの優先交渉権者を選考するものである。

このプロポーザル評価要領は、本プロジェクトの優先交渉権者の選考方法及び審査基準等を示すものである。

### 2 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト事業実施候補者選考に係る審査委員会の設置

プロポーザル方式により優先交渉権者を選考するにあたり、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト事業実施候補者選考に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、事業実施候補者選考に係る審議を行うものとする。

## II 審査の枠組み

### 1 優先交渉権者選考までの手順

優先交渉権者選考に至るまでの手順は表1に示すとおりである。

表1 優先交渉権者選考までの手順

	実施項目	実施内容
①	参加資格確認	・応募者の参加資格の有無について確認する。
②	質問回答	・応募者より質問を受け、ホームページにて回答を公表する。
③	提案書の提出・審査	・参加資格適合者から提出された提案書一式を受け付け、提出物に不備がないか確認する。 ・様式8～10の提案書について、審査委員会で審査を行う。
④	提案書のプレゼンテーション・ヒアリング	・審査委員会は、実績・体制・技術提案書の内容を確認・精査するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
⑤	提案書の評価	・審査委員会は、本要領に基づき、実績・体制・技術評価点を算出する。 ・審査委員会は、実績・体制・技術評価点と価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。
⑥	優先交渉権者の選考	・審査委員会は、総合評価点が最も高い者（優先交渉権者）と、次点のもの（次点候補者）を選考する。

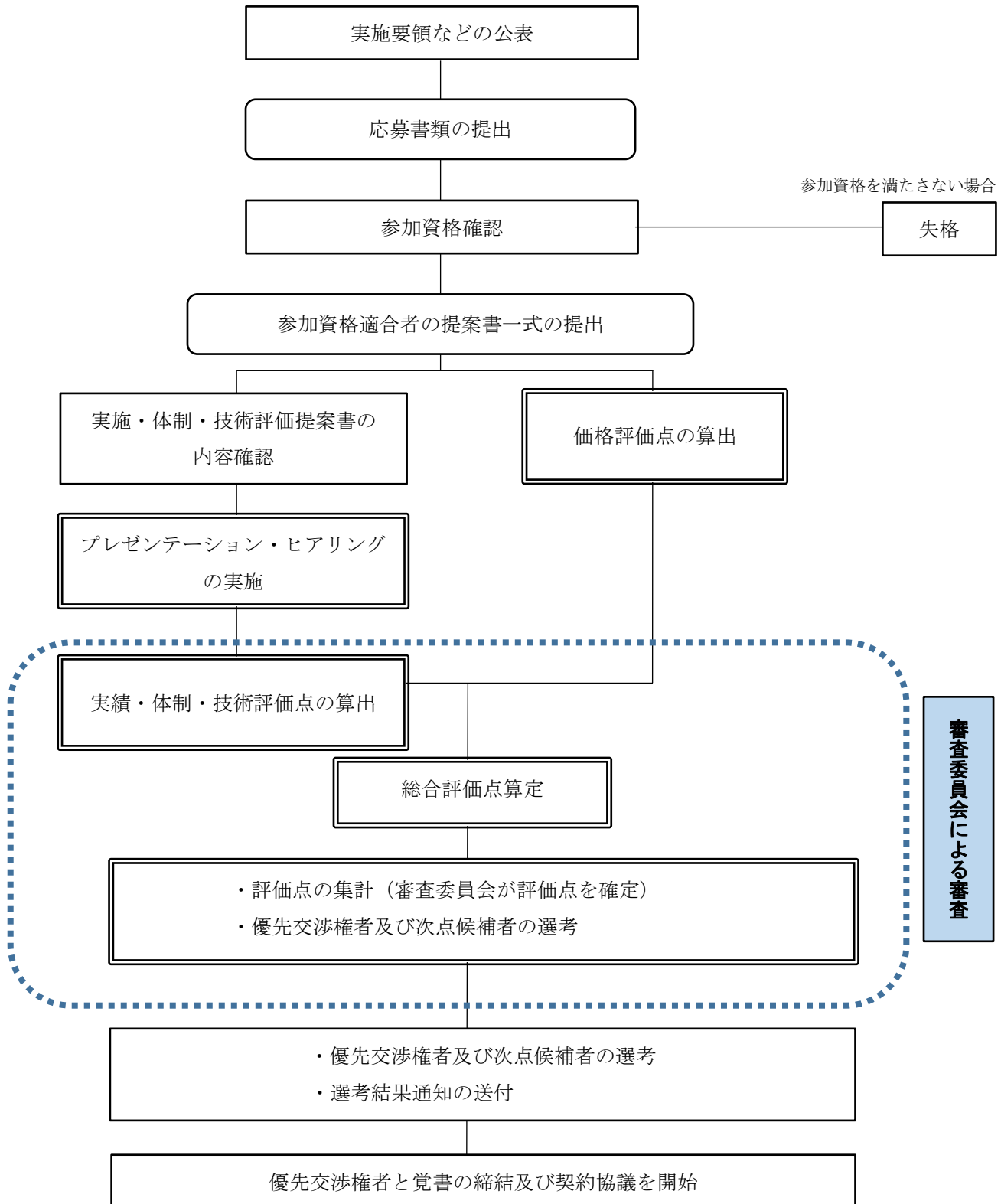


図1 優先交渉権者決定までの流れ

## 2 参加資格確認

参加者から提出された参加表明書及び参加資格の確認に必要な資料（様式1～様式5）を基に、参加者の参加資格の有無について確認する。

確認後は、参加資格適合者についてのみ、実績・体制・技術提案書の提出を可能とする。

## 3 提案審査

参加資格適合者から提出された提案書等について、仕様書に示された要件を満足する内容で、かつ、事業としての妥当性を有しているかなどの審査を行う。

### (1) 価格提案書、実績・体制・技術提案書の内容確認

提出書類の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など提案書として適切なものとなっているか確認を行う。

### (2) 価格評価点算出

提案価格審査は、提案価格提案書に記載された提案価格が提案上限額の範囲内にあることの確認を行い、提案価格を点数化する。

点数化の方法は、4(2)に記載する。

### (3) 実績・体制・技術提案内容プレゼンテーション・ヒアリングの実施

#### ① プレゼンテーション

実績・体制・技術提案書を提出した参加資格適合者は、20分以内のプレゼンテーションを行う。

また、プロジェクターやスクリーンについては、審査委員会で用意したものを使用すること。

#### ② ヒアリング

審査委員会は、プレゼンテーション後に続けて30分程度のヒアリングを実施する。質問回答者は、所属と氏名を述べてから行うこと。

### (4) 総合評価点算定

実績・体制・技術評価点に価格評価点を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選考する。

総合評価点は、1,000点満点とする。

なお、総合評価点が高点の場合には、技術評価点が高いものを優先交渉権者として選考し、技術評価点も同点の場合には、「蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務・蓄電池システム整備工事に関する事項」の評価項目における評価点が

高い者を優先交渉権者とする。それでも順位が決定しない場合には、当該者による抽選により優先交渉権者を選考する。

$$\text{総合評価点} = \text{実績} \cdot \text{体制} \cdot \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

#### 4 「実績・体制・技術に係る審査」及び「提案価格審査」における点数化方法

##### (1) 「実績・体制・技術に係る審査」について

- ① 「実績・体制・技術に係る審査」の配点は、700点とする。
- ② 「実績・体制・技術に係る審査」の提案内容に対する評価の視点及び配点は表2のとおりとする。
- ③ 「実績・体制・技術に係る審査」の提案内容について、表2及び表3に示す評価項目・評価基準にならい、評価点を算出する。

なお、点数化にあたっては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで算定する。

表2 「実績・体制・技術に係る審査」の評価項目及び配点

評価分類	項目	評価の視点	評価基準	様式番号	配点		
					細目別	項目別	
Ⅰ 実績・体制	業務実績	・同種・類似の十分な実績があるか	5段階評価	I-1	50	200	
	業務実施体制の明確化	・一者または幹事企業等に積極性が見られるか ・幹事企業の本プロジェクト遂行におけるマネジメント手法に妥当性があるか ・各業務分担について明確化されているか ・各工程間で連携して事業遂行できるか ・業務履行体制の信頼性はあるか	5段階評価	I-2	100		
	地域貢献	・本プロジェクトにおける地域社会・地元企業への貢献が見られるか	5段階評価	I-3	50		
Ⅱ 技術	武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務	・本市の特徴（他の施策連携など）を踏まえた提案ができていないか ・計画策定にて、国や市場等の動向を踏まえ、先進性かつ独自性な提案が示されているか ・本プロジェクトの意義、課題の把握ができていないか ・実現可能な提案が具体的に示されているか	5段階評価	Ⅱ-1	100	500	
	蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務・整備工事	蓄電池選定	・設計と施工を一体で行うための工夫はあるか ・蓄電池選定方法について妥当性があるか ・蓄電池稼働方法・設定・設置箇所周辺への影響などについて妥当性及び工夫は見られるか	5段階評価	Ⅱ-2		100
		工事計画	・工事工程が実現可能な適切なスケジュールとなっているか ・工事工程を短縮するための方策が具体的に示されているか ・工事工程計画を遵守するための工夫があるか ・工事を安全に行うための方策が具体的に示されているか	5段階評価	Ⅱ-3		100
	ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事	・導入 BEMS 選定方法について妥当性があるか ・全体のエネルギーマネジメントと連携して、BEMS 導入効果を最大限発揮させる方策が具体的に示されているか	5段階評価	Ⅱ-4	100		
	総合エネルギーマネジメント等業務	・本プロジェクトの対象施設内のエネルギーマネジメントを最適化するための具体的な方策が示されているか ・効果計測測定点及び測定方法・設定について妥当性及び工夫は見られるか	5段階評価	Ⅱ-5	50		
	その他	・独自技術・知識の活用等、効果的な追加提案がされているか	5段階評価	Ⅱ-6	50		
	技術評価点合計						700



表3 「実績・体制・技術に係る審査」の採点方法（5段階評価）

評価	評価	評価の点数化
A	当該評価項目において非常に優れている。	項目ごとの配点× 1.00
B	当該評価項目において優れている。	項目ごとの配点× 0.75
C	当該評価項目において、一定の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点× 0.50
D	当該評価項目において、ある程度の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点× 0.25
E	当該評価項目において、効果が認められない、または提案に具体性がない。	項目ごとの配点× 0.00

(2) 「提案価格審査」の点数化の方法

- ① 「提案価格審査」の配点は、300点とする。
- ② 「提案価格審査」の点数化の方法については、以下の算定方法とする。なお、点数化にあたっては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで算定する。  
また、「提案価格審査」の配点は、300点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{最低提案価格} / \text{提案価格}) \times \text{配点}$$

※最低提案価格：提案者から提出された提案価格のうち最低の価格